

2023年6月1日

お客様各位

株式会社西友

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社西友発行の「SEIYU ショッピングカード」と「SEIYU マネーカード」につきましては、2023年5月31日（水曜日）をもちましてご利用を終了させていただいております。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。以下の「SEIYU ショッピングカード」と「SEIYU マネーカード」の未使用残高があるカードをお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる前払式支払手段について

発行者：株式会社西友（旧社名 合同会社西友）

前払い式決済手段の名称

- ・ SEIYU ショッピングカード
- ・ SEIYU マネーカード

券面：SEIYU ショッピングカード



券面：SEIYU マネーカード



※券面のデザインは異なる場合がございます、店舗従業員にお問い合わせください。

2. ご利用終了日：2023年5月31日（水曜日）まで

3. 払戻しの申出期間：2023年6月1日（木曜日）～2023年8月31日（木曜日）

受付時間は、お持ち込み頂いた店舗の営業時間内とさせていただきます。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合には、この払戻し手続きから除外され、払戻しをうけることができなくなりますので、ご注意願います。

※有効期限を過ぎたカードの未使用残高の払戻しはいたしません。

4. 申出方法及び払戻し方法

西友の店舗に残高のある SEIYU ショッピングカード又は SEIYU マネーカードを店舗に持参のうえ、店舗従業員にお申し付けください。ご持参いただいたカードの残高をレジにて確認の上、有効な未使用残高を現金にて払戻しさせていただきます。

お問い合わせ先

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

株式会社西友

0120 - 360 - 373 受付時間（1月1日～1月3日を除く）10:00～17:00